

定 款

令和4年6月23日

武藏精密工業株式会社

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、武藏精密工業株式会社と称し、英文では、MUSASHI SEIMITSU INDUSTRY CO., LTD. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1) 次の各製品およびそれらの部分品ならびに付属品の設計、製造、販売、修理および点検
 1. 自動車・自動二輪車・航空機・動力付船舶等輸送用機器
 2. 建設機械、運搬機械、動力機械、農業用機械
 3. 金属加工機械、金属工作機械その他一般工作機械、鍛造機械
 4. 内燃機関用発電機
 5. 蓄電デバイスおよび蓄電デバイスに関連する製品・装置
 6. 産業用ロボット
 7. 鉄鋼製品の品質検査機械および精密測定機器
 8. 各種機械器具・品質検査機械等に付随する自動制御装置
 9. 搬送用機械装置
 10. 粉末冶金製品
 11. 金型
 12. 機械工具・治具
 13. 産業廃棄物・一般廃棄物および再生資源物の収集・処理および再生を目的とした機械
 14. 家庭用電気機器
 15. 医療用具・医療用機械器具、リハビリテーション機器
 16. 健康機器、美容機器
 17. 防犯・防火・防水探知設備機器
 18. 駐車設備および駐車装置
 19. 洗面台・ユニットバス・キッチン・トイレ等住宅設備機器
 20. ゴルフ・テニス・スキー・釣り等スポーツ用具
- 2) 鉄鋼鍛造、金属熱処理、非鉄材料の成形
- 3) 情報処理、情報通信、情報提供に関するサービス
- 4) 再生可能エネルギー等による発電および売電
- 5) 温室効果ガス等の排出権の売買ならびにその仲介およびコンサルティング
- 6) 化粧品、食料品、医薬品、医薬部外品、農薬、肥料、飼料などにその原料の研究開発、製造、販売および輸出入
- 7) バイオテクノロジーの研究開発受託
- 8) 植物成分、微生物、動物細胞等の成分分析、機能分析および遺伝子分析
- 9) 著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権およびその他知的財産権の取得、賃貸、使用許諾およびその管理運用
- 10) 有価証券の取得、保有、運用および売却
- 11) 人材育成、能力開発、技能向上に関する研修、コンサルティングならびにイベントの企画および開催
- 12) 労働者派遣事業
- 13) 有料職業紹介事業
- 14) 前各号に関連するソフトウェアの製作、販売、保守および管理

15) 前各号に付帯または関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を愛知県豊橋市に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1) 取締役会
- 2) 監査等委員会
- 3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、140,000,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

(2) 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第 11 条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 12 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- (3) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 3 章 株主総会

第 13 条（招集時期）

当会社の定期株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内にこれを招集する。臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

第 14 条（招集者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

- (2) 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたところに従い、取締役会長または取締役社長がこれにあたる。取締役会長および取締役社長とともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第 15 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- (2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- (2) 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 18 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条（取締役の員数）

当会社の取締役は、20名以内とする。

(2) 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第 20 条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

(2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第 21 条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(2) 取締役社長は、会社を代表する。

(3) 取締役会は、その決議によって、前項のほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

第 23 条（重要な業務執行の委任）

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 24 条（取締役会の招集）

取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(2)当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会決議があつたものとみなす。

第 26 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 28 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(2)当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 29 条（監査等委員会）

監査等委員会は、法令または本定款に定める事項のほか、職務の遂行に関し必要と認める事項を決定し、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

第 30 条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(2)監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 31 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

第 32 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第33条（剰余金の配当等）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

- (2)当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。
- (3)当会社は、前二項のほか、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
- (4)未払の剰余金の配当には、利息を付さない。

第34条（配当金の除斥期間）

配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずる。

- (2)前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- (3)本附則は、施行日から6か月を経過したまたは前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。